



今年の10月1日付けで愛知県最低賃金が927円から**955円**に引き上げられました。

今月号では最低賃金に関する理解を深めていただきたく、ケーススタディを交えながら留意点に触れてみます。

【最低賃金とは?】

まず始めに、最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。この最低賃金は、賃金の実態調査結果などの各種統計資料を参考に、公益代表、労働者代表、使用者代表の委員で構成される最低賃金審議会における審議を踏まえて決定しています。

ケース1) 最低賃金額より低い賃金で契約した場合はどうなるの?

↓
仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意のうえで定めても、それは法律によって無効となり、最低賃金額で契約したものとみなされます。

【最低賃金の種類は?】

最低賃金には、都道府県ごとに定められ、産業や職種にかかわらずすべての労働者に適用される『**地域別最低賃金**』と、各都道府県における特徴的な産業構造を踏まえ、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められる産業に従事する労働者を対象に定められた『**特定(産業別)最低賃金**』の2種類があります。

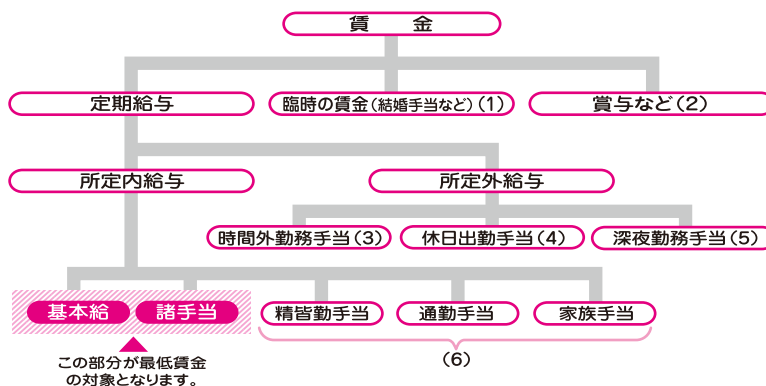
ケース2) 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が適用される場合はどちらが適用されるの?

↓
地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【対象となる賃金は?】

労働者に支払われる賃金のうち、最低賃金との比較対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金で、具体的には次の賃金を除外したものが対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- (2) 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



ケース3) 月給制賃金の場合、時間額で定められる地域別最低賃金との比較はどのようにするの？



月給の場合は、比較対象となる賃金を1カ月の平均所定労働時間数で除して比較する必要があります。例えば、

| | |
|------------|----------|
| 基本給（月給） | 135,000円 |
| 職務手当（月給） | 25,000円 |
| 通勤手当（月額） | 8,000円 |
| 月平均所定労働時間数 | 160時間 |

の場合で考えると、比較対象となる基本給と職務手当を合計した160,000円を月平均所定労働時間数の160時間で除すと1,000円(=160,000円÷160時間)と、愛知県最低賃金の時間額955円以上となっています。

【派遣労働者の最低賃金は?】

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣会社の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

ケース4) A県在住の労働者が、B県の派遣会社からC府にある事業場に派遣されて働いていますが、適用される最低賃金はどうなるの？



派遣先の事業場の所在地であるC府の最低賃金が適用されます。
なお、C府の事業場に特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、その特定(産業別)最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

参考：愛知県 955円、岐阜県 880円、三重県 902円(いずれも令和3年10月1日発効)

最低賃金の引上げ支援施策として、生産性向上のための設備投資、システム導入の他、専門家による業務フローの見直しや人材育成等のサービス利用にかかった費用の一部を助成する『業務改善助成金』があります。

支給要件や申請等の手続きについての詳細は、パンフレットにてご確認くださいか、もしくは

- 愛知働き方改革推進支援センター (☎0120-006-802)
- 愛知労働局 雇用環境・均等部 (☎052-857-0313)

までお問い合わせ願います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業措置により雇用維持を図っている事業者もあるかと思いますが、休業に対して助成する『雇用調整助成金』について、最低賃金を引き上げることで支給要件が緩和される措置もあります。

要件緩和となる条件については、パンフレットをご確認願います。

最後となりますが、最低賃金は最低基準の位置付けであることをご理解いただき、今回のケーススタディを参考に最低賃金の履行確保をお願いいたします。



『業務改善助成金』のご案内



最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和

愛知労働局のホームページ

「愛知労働局ホームページ」をご利用ください。労働基準監督署・ハローワークの地図、相談窓口、労働関係情報等掲載しております。

アドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>